

「セクシュアル・ハラスメントって 法律的にはどうなの」

床谷文雄

1 はやりの「セクシュアル・ハラスメント」について、法律学的にはどうなのか書いて欲しいというのが、今回の原稿依頼の趣旨でした。この問題は雇用の場における女性差別のひとつとして、法律家のなかでも労働法学者を中心にささやかながら論じられてはいたのですが、昨今の盛り上がりには驚くばかりです。単に労働現場の問題としてだけでなく、日本社会における男女の伝統的役割像、社会にしみついた男と女の関係を、それを反映した慣行の問題として、各地の女性学研究グループや男女差別の解消を目指す団体の取り組みが盛んになってきました。私も、かねがね女学院に女性学講座が開設されることを期待してきた者であるので、すこし考えてみようと思います。

昨年夏、福岡の女性が元上司と会社を相手として、セクシュアル・ハラスメントに対して文句を言ったことが原因で解雇されたとして、慰謝料を求める訴えを起こしました。以来、このセクシュアル・ハラスメントは、セク・ハラあるいはSHなどと略されて一大ブームを巻き起こし、週刊誌に「セク・ハラ撃退法」「私のセク・ハラ体験」といった特集記事が組まれたり、男性側の反論が載せられたり、テレビでもセク・ハラをテーマにした討論会が行なわれるやらで、すっかりトレンドになってしまいました。はては、セクハラ・クラブなる新種の風俗営業さえ登場したということです。

このセクシュアル・ハラスメント、いささか言葉だけが独り歩きをした感がありますが、もともとアメリカでの女性解放運動のなかで使われるようになった言葉だといわれています。Sexual harassment という、むこうでも少々定義づけに苦労した言葉が日本に入ってきて、カタカナに姿を変えたわけですね。「性的いやがらせ（おびやかし）」という訳語もありますが、わが国ではセクシュアル・ハラスメントというと、職場の異性上司や同僚からの性的なからかいやボディ・タッチから、「食事につきあえ」とか、交際の強要、指三本を示して「これで愛人にならんか」といつてみたり、強制わいせつや強姦にあたるような場合まで、実にさまざま内容を指して使われています。そのほとんどは男性から女性に対して行なわれるのですが、なかには女性上司から受けたと

いう声や、同性の上司からのものもあるようです。まず、実態をおさえることが必要でしょう。ちなみに、昨年の10月に第二東京弁護士会が行なった「女性のためのセクシャル・ハラスメント一日電話相談」で受けた138件の相談事例では、セクシュアル・ハラスメントのために解雇または退職した者の合計が相談者全体の26.8%に上り、自己の意にそわない性的交渉をさせられた者が29.7%（強姦された者が1.4%、強姦されそうになった結果やむなくこれに応じた者が5.8%、交際を執拗に迫られた結果やむなくこれに応じた者が22.5%）もあったそうです（諸永芳春「セクシャル・ハラスメント」ジュリスト947号11頁）。相談に上がってこないものを含めれば事態はもっともっと深刻なのではないのでしょうか。

2 雇用関係におけるセクシュアル・ハラスメントについてみてみますと、地位や職権を利用しての性的要求、職場で一般的な女性への性的関心を示す言葉や態度が問題となるのですが、これは職場での人間関係に基づくものであるだけに、就業規則や労働契約に定められた定年制や賃金などの労働条件における性差別のように目に見えやすいものではありませんが、れっきとした性差別であることは間違いないのです。ただ、男性はもちろん、女性のなかにも、軽く肩を抱くとか卑猥な冗談を言うとかぐらいのことなら、めくじら立てることはないという意見も少なくありません。結局は男性の自覚と女性の毅然とした態度が肝要であるという声が多く、会社の指導、教育を求めたり、ましてや法律の厳格な処罰を望む者は少ないようです（朝日新聞1989年9月9日夕刊「課長さん・OLそれぞれ50人アンケート」）。けれども、この見えない差別に甘んじざるをえない職場の状態は女性の労働意欲を減退させることになり、逆にそれを受け入れなければ、職場での人間関係をぎくしゃくさせ、ついには職場にいることもできなくなってしまう。それが自発的退職の形であれ、解雇であれ、女性の働く権利を奪うことにつながるわけです。なかには職場を去った被害者の転職先にまで悪いうわさを流して、再就職のじゃまをする例もあるといえます。もともと再就職の機会の限られているのが女性ですから、セクシュアル・ハラスメントを避けるために辞職することさえ容易ではないのです。したがって、雇用の場における性差別のひとつとして、法的にも明確な対応が考えられなければなりません。

とくに、日本における問題の特殊性として、企業・職場での人間関係の家族的つながりというものを考える必

要があります。日本では、職場の上司、同僚とは宴会や旅行など会社の外での付き合いも多く、それがすぐに仕事に影響してくるから、ビジネスはビジネス、プライベートはプライベートと割り切れない部分があって、アメリカなど外国におけるのとは違った難しさがあるわけです。宴席でのセクシュアル・ハラスメントは大いに問題となるどころです（会社に限らず、大学のゼミやクラブのコンパでも、共学の場合は経験することがあると思います）。

3 本場アメリカでは、1964年の公民権法第7編（The Title VII of The Civil Rights Act of 1964. 後にThe Equal Employment Opportunity Act of 1972）によって性を理由とする雇用上の差別的取扱いが禁止されましたが、セクシュアル・ハラスメントが女性差別であるとして裁判で問題とされるようになったのは、1970年代の半ばからです。当初は裁判においてもその主張は認められない状況が続きましたが、70年代の終りには認められるようになり、80年代に入ると保護される範囲が広がってきました。

1986年6月19日、合衆国最高裁判所は、セクシュアル・ハラスメントが頻繁に行なわれているために、好ましくない劣悪な職場環境が生み出されていると判断される場合は、公民権法第7編に違反し、使用者（雇用主・企業）に法的責任があると判断しました（ヴィンソン事件）。この事件は、病気休暇制度の不当使用という理由で解雇された女子銀行員が、在職中に支店長から性的関係を強要され続けたと主張したケースですが、判決は、1980年に雇用機会平等委員会（Equal Employment Opportunity Commission）が出したガイドラインを支持して、昇進など雇用上の優遇取扱いを条件に性的関係を強要するという形のものだけでなく、もっぱら敵対的で、不快な労働環境をもたらす性的いやがらせも、性差別として違法であることを明確に認めました（釜田泰介「『性的いやがらせ行為』と公民権法第七編」法学教室1986年12月号87頁）。セクシュアル・ハラスメントは一種の労働災害であるとして、企業の責任が追及されるようになった結果、各企業もセクシュアル・ハラスメントで訴えられて莫大な賠償金を払わされることに危機感を持ち、啓発ビデオを作ったり、学習会を持ったりと、社員教育に力が入られるようになりました。

4 さて、日本ではセクシュアル・ハラスメントに対してどのような法的措置が取りうるでしょうか。法律的には労働法上の責任、民事法上の責任そして刑事法上の責任が考えられます。はじめにみたようにセクシュアル・ハラスメントにはいろいろなものがありますので、事情に応じて、刑事上は、名誉毀損罪（刑法230条）、侮辱罪（刑法231条）、強迫わいせつ罪（刑法176条）、強姦罪（刑法177条）等が適用され、民事上は、不法行為責任（民法709条・715条）または債務不履行責任（民法415条）に

よって、損害賠償・慰謝料の請求が認められる余地があります。しかし、かりに強姦に近いかたちのことが行なわれたとしても、職場内で、しかも相手は仕事仲間ですから、裁判で訴えたとしても強姦として認められることは難しいし、それまで大変な思いをすることになります。脅かしのような状況のなかで性交渉を持ったとしても、事実そのものが否定されたり、あるいは合意のうたとされてしまい、そのこと自体の責任を相手や企業に問うことは、現状ではさきわめて困難です。

雇用主や上司の誘いを断った結果、減給や解雇を受けるなど経済的不利益を被った場合には、労働事件として、都道府県婦人少年室長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法14条）、機会均等調停委員会による調停（同法15条）、さらには労働条件における差別的取扱いを理由に、差別の差止請求、地位保全の仮処分請求をすることも考えられます。しかし、これも証明することがかなり難しいと思います。現在の労働基準法、雇用機会均等法では、職場でのセクシュアル・ハラスメントの禁止をはっきりと意識してはいませんので、法律の改正も必要でしょう（中島通子「ともに職業と家庭を調和させて」法学セミナー1990年1月号38頁）。でも、福岡の女性のように、法的救済の道を求めて、そこから社会全体の労働環境を改善していく努力が必要なのです。

5 かつて女性は「職場の花」といわれ、職場で期待されてきた女性像は、男性労働者の労働意欲を高めるための、お茶をくむ花（目の保養をさせてくれる職場のオアシス）でしかありませんでした。今でも、飲み屋であろうと職場であろうと、女性を仕事の仲間ではなく、性の対象としての女としてしかみることのできない男性がいます。そして、こうした男性の性的な関心にさらされることに、女性の側も慣らされてしまっていることが問題なのです（それはすでに小学生のときから、あるいはもっと前からかもしれません）。「冗談なんだから軽く受け流してくれたっていいじゃないか」という男性や、「騒ぎ立てるのは要領が悪いからよ」という女性の意見も聞きますが、そういうふう思い込ませてきた社会的な仕組みがいま批判されているのです。

祝福される職場結婚があるように、職場での自然な異性に対する性的関心をすべて封じようというのではないのです。もっぱら「たのしませてもらう男性」と「たのしませてあげる女性」というかたちの男と女の関係は、性を売り物にする社会の最も日常的な部分なのです。女性と男性が対等に、ごく自然に接することができる社会であれば、いやなことなどに笑って受け流さなければならないということもなくなるし、お互いの間に了解も生まれてくるでしょう。「性的いやがらせ」という言葉は、する側の悪意（故意）を感じさせる言葉ですが、より問

題なのは、いやがらせになっているということ意識していない場合が多いということです。それが現在の社会通念としての男と女の関係のもたらすものであるだけに、それを基本として判断する構造になっている法律の世界では、セクシュアル・ハラスメントの法的責任を問うまでには時間がかかるでしょう。しかし、それだけに日常生活をふりかえり、時には法的救済を要求し続けることによって、この問題の解決をめざさなければならないのだと思うのです。

参考文献として、本文に上げたもののほか、宮淑子『セクシュアル・ハラスメント』（教育史料出版会、1989年）と切り抜き情報誌『月刊女性情報』（パド・ウィメンズ・オフィス発行）に掲載の各種記事を紹介しておきます。

（本学総合文科学科非常勤講師、大阪大学助教授）

「サッポロ冬物語」、シェイクスピア、 レオンティーズの暴虐

別府 恵子

私たちが生活する情報社会では、次々と提供される情報整理のため、いわゆるキーワードなるものが必要である。そこで、一見因果関係のない表題に挙げた言葉の「連想ゲーム」をしてみようと思う。

一昨年の秋、サッポロビールから「冬物語」とラベルのついた缶ビールが送られてきた。そのような贈りものを頂く覚えのない私は、宅急便の上書きにある営業所に問い合わせの電話をかけた。「先生は、日本シェイクスピア協会に関係されていませんか？ 決まっていかがわしいものでございません。なかにご挨拶状を入れてあります」ということだった。その年の夏、爆発的な売れ行きを記録した「ドライ・ビール」にあやかって、サッポロビールでは冬用ビールの生産を企画、「サッポロ冬物語」の登場となったわけだ。

「冬物語」といえば、わがシェイクスピア後期のロマンス劇『冬物語』（*The Winter's Tale*）を忘れてはならない。想像するに商標登録上のこともあって、ゴットファーザー（名付け親）なるシェイクスピアに敬意を払うとともに、酒（spirits）、そして人生の楽しみ（spirit）を嗜む世の英文学者たちに、試飲かたがた宣伝広報の効果を狙っての贈答作戦となったのであろう。そして、日本シェイクスピア協会会員である私にも例の缶ビールが送られてきたというわけである。（この戦術は効を發したとみえ、発売二年目の昨年の暮れにもビールの「引換券」が送られてきた。）

さて『冬物語』は私の愛読するシェイクスピア劇の一つで、その波乱万丈、荒唐無稽な筋立ての妙味もさることながら、随所にみられる詩情とそれを表出する詩行の

絶妙さはいつ読んでも新しい感動を与えてくれる。しかし、ここで問題にしたい言葉＝記号とそれが指示する意味＝実体の「連想ゲーム」でのシェイクスピアの『冬物語』は、パーディタが女主人として司るボヘミアの春の訪れを寿ぐ祭り（“sheep-shearing”）の華麗さや陽気さ、あるいは、不貞のえん罪がはらされぬまま獄中死した筈のハーマイオニが奇しくも蘇って、すべて上手くおさまるという幸福な結末、すなわち陽画の『冬物語』ではない。

劇の冒頭、シチリア王レオンティーズの賓客として滞在するボヘミア王ポリクシニーズの逗留を、王の命を受けて王妃ハーマイオニが、いましばし延期するよう懇願する場面がある。親友レオンティーズの要請には応じなかったポリクシニーズが王妃の誘いには二つ返事で滞在の延期を承諾するのを見て、突然、レオンティーズは抑え難い嫉妬心、邪悪な妄想に捕らわれる。その結果、貞淑の鏡のような王妃と「竹馬の友」のなかを邪推する。嫉妬で常軌を逸したレオンティーズは自ら言語化出来ない自分自身に対する怒りの処置に当惑して、こともあろうに王妃を不義の罪で投獄してしまう。

ここには、いま深刻な社会問題の一つである女に対する男の暴虐＝レイプの構造が示されているのでなかろうか。男中心の社会にあっては、男たちの意識の配線回路には、いつ如何なる時でも、男は女より優位な立場にいたい、またそれでなければ面目が立たないというメッセージが暗にインプットされているのであろう。従って、自分の説得には色よい返事をしなかったにも拘らず、王妃＝女の懇願には容易に応じたという事実を、暴君のレオンティーズは悲しいかな容認できない。というのも、それは王妃の影響力を公然と認めることになるからである。

劇の第3幕第2場ハーマイオニの裁判の場で、王妃が訴える悲痛な叫び、「陛下、あなたのおことは私には理解しかねます。」（“You speak the language I do not understand.”）とは「私の言い分を陛下は分かっています」ということである。つまり、女たちの話す言葉やその奥にある思考は、圧制者＝男の言語、思考体系によって作られたものであり、女の信条、体験を正確に伝達する手段とはなり得ないということである。ハーマイオニは私たちが使用する言語の有効性とその限界をよく認識していたといえよう。

ここ数年、「言語表現と性差」ということについて折りにふれ考えることが多い。女がものを書くとき、また人前で話すとき、その頭のなかには、長いあいだ男中心の文化や言語表現の体系がプログラムされていて、すでに発想そのものが男のものとなっていることに気づかされる。（いや、気づけばよい方で、ほとんど気づかない

でいる場合が多い。)また、男の思考、男の目とおし
た表現でなければ世間には通用しない場合が多い。従っ
て、無意識のうちに女は男の目とおして自分を表現し
ている。自己の実体験を稚拙な言葉で表わすより、その
ほうが得策であるからだ。

女の本音は、世間の良識からすれば、世のすねもの、
奇女、魔女のうそぶきとしてしかとられないことが多い。
(もっともそれはそれなりに、ある種の効力があるのだ
が。)女が男の暴力行為を訴えるとき、共通の言語を使
用しているようでも、それぞれが使用する記号とその実
体の間には想像を絶する落差のあることをハーマイオニ
の悲痛な証言が明らかに示している。まさに「男たちよ、
私にはあなたのことばが分かりません」としか言いよう
がない場合に女たちはしばしば遭遇する。

女が女の言葉で、女の体験をその実感を語るときそれ
をどれくらい理解してもらえるか。それによって、その
社会の文明度がわかるのでないだろうか。ことこの点に
関しては、現代の情報社会、ハイテク社会は、いまだに
原始社会か、せいぜい発展途上の段階にしかきていない
のでなからうか。

二十数年ぶりに岡田山を訪ねて

中学入学以来10年間お世話になった岡田山を20数年ぶ
りに訪れて、建物がふえている(同窓会誌で知っていたが)
のにまず驚いた。学生の姿、駐車している車、清
掃の女性もよく見かけた。これはとりも直さずこの20数
年に日本が豊かになった世相がそのまま現れているのだ
ろう。私が久方ぶりに母校を訪れる気持ちになった動機
は、女性学インスティテュートの設立されていることを



知り、そこで資料、講演テープを借りられると知ったか
らだ。今や世間は“女性の時代”と女性をもてはやし、
女性の社会進出は、もう止めようもない流れとなって進
行している。大卒女子の就職率が男子を上回るという歴
史的にエポックメイキングな出来事がついに最近も報じら
れ、男性社会に少なからぬショックを与えたのは事実。
政治・経済という男性の牙城が少しづつ、力をつけた女
性によって浸食されていく。女性にとっては順風が吹く
面白い時代になってきた。産業革命以来の長い間、家庭
と育児を女性の本分と教育して、それ以外の社会への女
性の進出、興味の発展を、余程の例外としてしか認めよ
うとしなかった男性社会が、音をたてて変化してゆく。

その原因は一体どこにあるのだろうか。女性として考
えない訳にはいかない。女性自信がそれ程生活の変化を
望んでいるのだろうか。勿論、それもあるだろう。学生
時代まで男女同じレベルで教育を受けながら、卒業、就
職、結婚と同時に、男性はよりレベルの高い複雑な社会
的刺激のある世界に入り、女性は平和ではあるが容易で
十年一日のような単調な世界に入らねばならないのかと
疑問に思ったり、又、その疑問を実行に移して、勉強や
仕事をし続けている女性も少数はいた。しかし大多数は、
社会に抵抗することの大変さを感じて、周囲の期待に添
うべく、自分を極力抑えて流されているのではないだろ
うか。そして、エネルギーの発路をおしゃれと子供の教
育と趣味という、男性の許してくれる範囲にとどめて
おくことが賢い生き方と悟っていくようだ。

では、今日のこの大きな変化の原動力は一体どこにあ
るのだろうか。女性自身にそのすべを求めるとは、女性
の力がまだ充分でないようだ。私は、第2次大戦以後の
歴史上最初に続いた大きな戦争のない時代がもたらした
変化だと思う。それは、日本の経済的豊かさとして現わ
れ、ハイテク情報化時代への変化として現われ、東欧の
民主化の動きとして現われ、若者の生活スタイルの変化
として現われ、あらゆる世の中の現象の中に現われてい
るように思う。

私は卒業以来の20数年、最初の就職で胸ふくらませて
関経連で経済記事の抄訳、日本の企業現況の英訳(別府
教授の後輩に当る)をした3年間を除いては、すべて自
分の意志で家事・育児に埋没しまいと、もがいて来た年
月だったように思う。私達の時代は(今もまだ大きくは
変わっていないのだが)女性が結婚と仕事を両立させる
ことは社会が許していなかった。結婚したら仕事を続
けるのは余程の例外でないといふ不可能だった。それは本人
の意欲と能力の問題ではなかった。今日はそれが女性の
能力を生かせるように少しづつ、社会の方が変化してき
ているようだ。後輩の皆さん頑張ってください!!

随想

泉 敏 夫

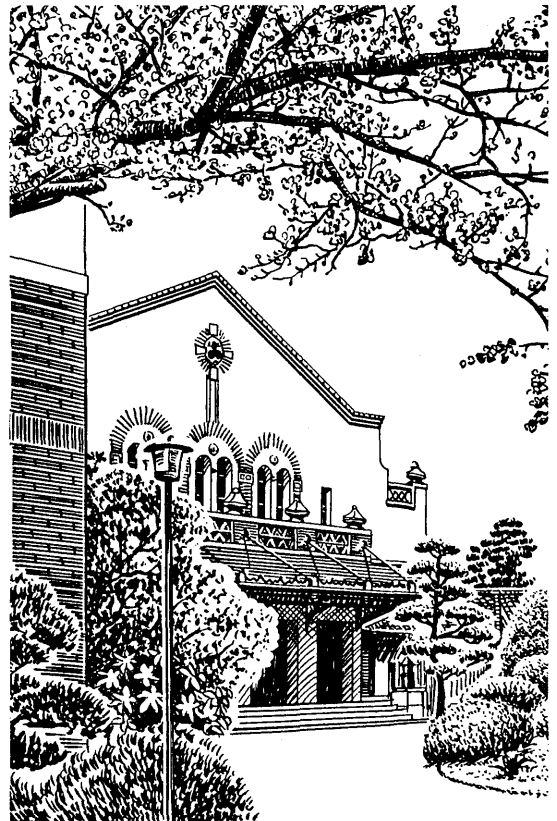
フランス文学における女性を思いつくま寸描してみたい。バンジャマン・コンスタンの『アドルフ』(1816)は愛の幻滅を主題とした小説で有名であるが、ヒロイン、エレノールは愛人に棄てられようとしても、自ら死を選ぶことはない。悲歎のうちにも冷静に自己をまた取り巻く状況を凝視する。後記する『椿姫』のマルグリットと同じくエレノールも病いに冒され死に、いずれも主人公を慟哭させることになるが…。つぎにバルザックの『従妹ベット』(1847)におけるヒロインの生き方はユニークである。美貌の故に男爵家に嫁いだ従姉ユロ夫人はベットを田舎からパリへ招く。しかし今や身分違いとなったベットは鬱々たる気持ちの中でユロ夫人への復讐の念が強まるのみで、そのためのベットの策略は尽きることはない。女性の執念の強さをうかがわせる作品である。

デュマ・フィスの『椿姫』(1848)、ヴェルディによってオペラ化され、『ラ・トラヴィヤタ』(1853)としても有名である。そのヒロインの生き方は私たちの涙を誘う。愛人に去られたあともマルグリットは生を諦めはしなかった。エミール・ゾラの『居酒屋』(1879)におけるヒロイン、ジェルヴェーズは度重なる不幸にもかかわらず極貧にも耐え、生への執拗な意欲を失うことはない。そして自ら悲惨のどん底にあっても、結核と赤貧に苦しむ少女に慈愛を注いだり、女性の矜持を失わず、ひそかに生涯をかけて愛しているグージェの救いの手を振り切る。ジェルヴェーズの天性の清らかさ、その誠実な生の姿勢は私たちの胸を激しく揺さぶる。わが国でも昨年舞台化された『カルメン』、メリメ原作(1845)、ピゼーによりオペラ化され、さらに有名になったが、そのヒロイン、カルメンは、『おれにお前を救わせてくれ』と訴えるドン・ホセの愛と歎願を退け、彼の刃にかかって自由な女性として自ら殺されることを選ぶ。1920年代の中国革命を舞台としたアンドレ・マルローの『人間の条件』(1933)におけるメイの生き方も看過しえないと思う。彼女は革命に殉じた亡き夫の遺志をついで、人間の尊厳を成就するために屈せず革命家の路へ突き進む(ちなみに、五味川純平著の同名の小説『人間の条件』(1956~58)を思い出す。第二次大戦下の中国東北部(旧満州)を舞台に中国の民衆を苦しめた日本の侵略の時代、熱いヒューマンズムをもって中国の民衆に接した軍部の暴虐に耐え、ファシズムに抗し、高潔に行動した一兵士の生涯が描かれた大作である。発刊されるやベスト・セラーとなった)。

しかしながら、ここでフローベールの『ボヴァリー夫人』(1857)を挙げねばならないのであろう。確かにヒロインは毒を仰いで死ぬ。無能な夫、借金、愛する男たち

の不甲斐なさなどによって袋小路に追いこめられた揚句の死。しかしここで注目しなければならないのは、彼女の服毒は絶望や諦念の死ではないことである。彼女の魂、清らかな感性を理解しえぬ世、とりわけ男たちに対する抗議として解すべきであり、ある研究家は彼女の死を偉大と勇気の証しとさえ見ている。作家フローベールはボヴァリー夫人の死を通し、哀惜をいだきながらボヴァリスムを批判し、とりわけブルジョワジーに対し侮蔑を投げかけ、ブルジョワ意識を痛烈に批判した。フランス文学作品においてヒロインが自殺するということは異例に属するといっても過言ではない。

いずれにせよフランス文学における女性を管見すれば、それぞれ自立への意志が強いということ、現世への執着心、自由への欲求が強いと言うべきか。自らの命を絶つというヒロインはきわめて異例である。作家たちについても同様である。わが国においてはどうか。もし彼我の違いがあるとすれば、その真因は両者の歴史、社会構造、制度、市民意識(女性観を含め)、また文学精神の相異まで掘り下げることによってはじめて解明されるのではないかと考えたい。



「男たちよ」

土肥 みゆき

昔々 おじいさんは山へ柴刈りに おばあさんは川へ洗濯に。

男は狩に 女は木の実拾いに。

男は力仕事 女は糸を紡ぐ……

昔から洋の東西を問わず、生活の分担の原形が何時しか定まっていった様です。だから男は女を扶養する責任を持つ力強い存在となってゆきました。

又、自分の宇宙を創造する才能と徹底した意志をも授かった人々が生まれました。キリストを始め釈迦・ダンテ・ゲーテ・シェークスピア・ラファエロ・セザンヌ・バッハ・ベートーヴェン・利休・近松…等

後世に偉大な業跡を残した人々の中に、不思議にも女性の名前は見当りません。

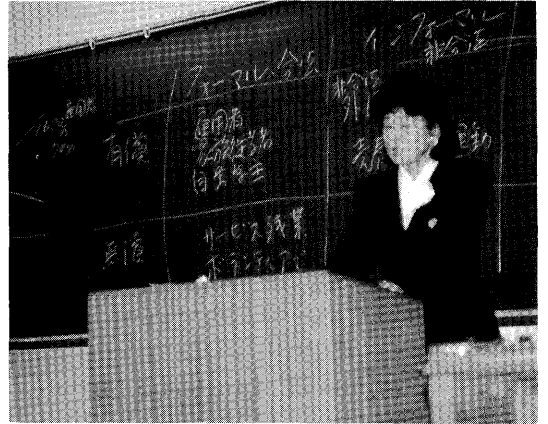
人間には教育を受け 職を求め 恋をし 結婚し子供を育てる事のみで生活の満足を得ている人も多い事でしょう。しかし、そのみでは満ち足りず、限りない物欲や名誉欲にかられる人もある反面、美を求めたり、知識を求めたり、人格を高めようとする人々も多い筈です。

近世、やさしい男性の知的な研究により、洗濯機・電子レンジ・ボタン一つで操作出来るお風呂…等の家庭器具により、女性は家庭内労働より解放され、「時間」に恵まれる事となりました。

女性が知識を得る事により、社会的地位を認められ発言する所も得て来た様に思います。

サッチャー首相をはじめ、政界においても活躍する人達が出てきました。芸術の世界でも…。

後、100年も年月を重ねれば、女性の社会的発展はどの様な形となってゆくでしょうか。あの世とやらから眺めたいと思いますが、「男たちよ」この楽しみを御一緒にしてみませんか。



講演会要旨：

最近、パート、派遣労働、在宅勤務、ジョブ・シェアリングの増加、又、市民活動の仕事など、女性の職域が広められ、多様な新しい働き方が導入されようとしている。よって1990年代は政策的にも、働く女性の労働環境の条件整備が推進されねばならない時期といえる。誰もが自分らしい働き方、生き方をするために、労働条件を選択する意志の自由が保障されねばならない。

家庭生活とではなく、個人生活の調和ある女性の労働環境の確立への90年代に於ける模索は、つまり、国を挙げての男女共同社会実現への志向である。個人の能力を最大限に開花させるためには、労働時間の短縮とフレックス化、性別役割分担の解消、パートとフルとの接近による自由時間の増加と、パートの待遇向上への働き掛けが必要である。配置、昇進における性別の職務分離、待遇の平等化を妨げる従来までの産業構造への見直し、法的なレベルで、かつ個人的意識のレベルでなされることを期待したい。

(講演会のテーブル及び小松氏の著者は貸出しができません。)



連絡：1990年4月より豊福裕子氏（本学英文学卒、文学研究科日本文化学修了）が黒木雅子氏の後任として女性学インスティテュート職員となる。

1989年度後期活動報告

第2回講演会 1月18日（木）

課題：「女性の労働環境向上のために～1990年代の課題～」

講師：小松満貴子氏（武庫川女子大学助教授）

著書に「女性学入門」（共著、サイマル出版会、1979）、「女性経営者の時代」（編著、ミネルヴァ書房、1987）、「新版 私の＜女性学＞講義」（ミネルヴァ書房、1989）ほか。

女性学インスティテュート編集委員

別府恵子、中原満子、谷祝子、上西妙子（ABC順）

編集：神戸女学院大学女性学インスティテュート

発行：☎662 西宮市岡田山4-1 ☎(0798)52-0955(代)